令和6年度第3回目黒区入札監視等委員会議事概要

日 時 令和7年1月30日(木) 18時00分から19時45分まで

場 所 目黒区総合庁舎4階特別会議室

出席者 岡田委員、伊東委員、播磨委員

【議 題】

- 1 入札・契約状況について
- 2 指名停止措置等の状況について
- 3 公契約条例の適用状況等について

【資 料】

資料 1 入札・契約状況について(令和6年4月~令和6年9月 契約課執行分)

資料 1-1 競争入札における工種別落札率の状況

資料 1-2 競争入札の実績

(令和6年度 競争入札による契約一覧 工事)(令和6年9月末時点) (令和6年度 競争入札による契約一覧 設計)(令和6年9月末時点) (令和6年度 競争入札による契約一覧 物品)(令和6年9月末時点)

資料2 指名停止業者一覧(令和6年12月19日現在)

目黒区競争入札参加者指名停止措置基準

資料3 令和6年度公契約条例の適用状況等について

(令和6年9月30日現在)

資料 3-1 令和6年度 都内他自治体における労働報酬下限額(業務委託・指定管理協定)の設定状況

※非公開議題については、議題及び資料の記載を省略しています。

議 事 概 要(議題についての意見)

1 入札・契約状況について

事務局:議題1「入札・契約状況について」事務局から説明

委員: 資料1-2の設計委託について、どのように事業者を選定されたのか。

事務局: 一般競争入札なので最も金額が低かった事業者が選定されている。

委 員: もし同価格ならばどういう評価基準で選定されるのか。

事務局: 入札システムの中で抽選機能が設けられており、もし同額だった場合は、自動的

に抽選機能によって落札事業者が選定される仕組みになっている。

2 指名停止措置等の状況について

事務局:議題2「指名停止措置等の状況について」事務局から説明

委員: 10月1日以降の入札においても、この3社から入札の実績はなかったのか。

事務局: 指名停止の期間は、その業者を指名することはなく、契約等もない。

委 員: 指名停止措置基準の4条4項1号ということは、課徴金を課されたことが公表さ

れたので指名停止期間もそれに応じて短縮したという理解でよいか。

事務局: 区では公正取引委員会のホームページで公表されたことを受けて、措置基準に基

づいてその停止期間を定める。今回は、減免措置が課されたことにより5か月間の

停止期間を設けた。

3 公契約条例の適用状況等について

事務局:議題3「公契約条例の適用状況等について」事務局から説明

委員: 公契約の中に再委託に関し、事前相談又は禁止などの条項は入っているか。

事務局: 再委託に関して原則は禁止だが、区に事前に協議・申請した上で、その内容が必

要であれば区としては認めている。

委 員: 再委託先がこの最低価格をクリアしているかどうかも報告内容になるか。

事務局: 報告すべき内容である。例えば工事契約の場合、元請・下請けも含めて対象とな

る。

委 員: 公契約条例の適用状況が9月末の時点で70件となり、昨年度水準に迫っている

が、下半期を踏まえてもそれほど数は変わらないという予測か。

事務局: ②業務委託契約及び③指定管理協定については、4月1日に契約した1年間の契約がほとんどなので、件数がこれ以上増えるということはほぼない。工事請負契約

については、9月以降も対象となる工事契約があるので、若干件数が増える。

委員: 全体の契約の中で、件数は変わりないのか。

事務局: 全体として件数は徐々に増えている。人件費や物価の高騰等で、予定価格が上が

っており、これまで公契約条例の対象ではなかった案件も対象になる可能性がある。

委 員: 資料 3-1 の下限額だけ見ると決して高くはないが、人材確保という視点で支障 はないのか。

事務局: 今のところ支障はないと。労働報酬下限額は、この額で人を雇ってくださいということではなく、これ以上を確保するというところで、東京都の最低賃金よりも高い労働報酬を設定している。確かに近隣区と比較すると差があり、そちらへ流れていくというような意見もあるが、この金額で人が集まらなければ、当然、報酬額を上げて、人材を募集・確保するため、委託が履行できなかった状況には至っていない。労働者側からすれば金額を上げてくれという意見がある一方で、事業者からするとあまり上げられ過ぎてもというような、それぞれの立場があるので、公契約審議会ではそれぞれの立場の委員や学識経験者の方の意見も踏まえながら、労働報酬下限額については適正に検討していきたいと考えている。